

令和 8 年度

第 1 回 深川市上下水道経営審議会

【会議資料】

令和 8 年 8 月

- 1 議案第1号 深川市上下水道経営審議会 会長・副会長の選出について（P 1～ 2）
- 2 報告第1号 水道事業の収支決算・予算について・・・・・・（P 3～ 7）
- 3 報告第2号 下水道事業の収支決算・予算について・・・・・・（P 8～12）
- 4 報告第3号 スマートメーターの導入について・・・・・・（P13～18）

議案第 1 号

「深川市上下水道経営審議会」会長・副会長の選出について

【任期：R8.8.1～R10.7.31】

	選出区分・団体	依頼 人数	氏 名	ふりがな	新任 / 再任
1	地区町内会 連合会	2	安 立 裕 幸	あだち ひろゆき	再任 (R6.8～)
2			秋 沢 佐代子	あきざわ さよこ	再任 (R6.8～)
3		2	飯 島 町 子	いいじま まちこ	再任 (H28.8～)
4			茶 畑 誠 一	ちゃばた せいいち	再任 (R4.8～)
5		1	野 澤 馨	のざわ かおる	新任
6		1	渡 邊 志 伸	わたなべ しのぶ	新任
7		1	清 水 正 勝	しみず まさかつ	再任 (H28.8～)
8	深川商工会議所	1	金 山 智 徳	かなやま とものり	新任
9	深川地区連合会	1	長谷川 浩 司	はせがわ こうじ	新任
10	きたそらち農協	2	遠 藤 康 博	えんどう やすひろ	再任 (R7.4～)
11			馳 桂 子	はせ けいこ	再任 (R8.4～)
12	深川消費者協会	1	青 野 美津子	あおの みつこ	再任 (R6.8～)

※ 公募枠の3名については、応募者無し

○深川市上下水道経営審議会条例

平成17年12月14日
条例第37号

(設置)

第1条 本市の水道事業及び下水道事業の健全な経営に資するため、深川市上下水道経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、水道事業及び下水道事業に関連し、市長の諮問に応じ、必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員及び臨時委員は、見識を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長及び副会長に事故あるとき、又はこれらの者がともに欠けるときは、あらかじめ会長の指名した委員が、会長の職務を代理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、建設水道部上下水道課において行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第 1 号

水 道 事 業 の 使 用 状 況

区 分	令和6年度	令和7年度	対前年度比較
年度末給水人口	17,532 人	17,127 人	△ 405 人
年度末給水戸数	8,918 戸	8,784 戸	△ 134 戸
年 間 配 水 量	1,849,640 m ³	1,873,274 m ³	23,634 m ³
年 間 有 収 水 量	1,495,168 m ³	1,475,993 m ³	△ 19,175 m ³
有 収 率	80.84 %	78.79 %	△ 2.05 ポイ ント

水道事業会計<企業会計> 収支決算報告及び予算

○ 収益的収入及び支出

年度 項 目	令和 7 年 度 決算（税込）	令和 8 年 度 予算（税込）
水 道 事 業 収 益 (a)	559,561	725,500
給 水 収 益	463,490	518,380
受 託 工 事 収 益	15,776	19,480
そ の 他 の 営 業 収 益	8,527	8,720
受 取 利 息 及 び 配 当 金	0	1
他 会 計 補 助 金	42,041	151,842
長 期 前 受 金 戻 入	26,478	25,027
雑 収 益	2,484	2,029
消費税及び地方消費税還付金	752	1
固 定 資 産 売 却 益	0	1
過 年 度 損 益 修 正 益	13	19
水 道 事 業 費 用 (b)	558,790	642,400
原 水 及 び 浄 水 費	263,934	308,800
配 水 及 び 給 水 費	100,808	121,800
受 託 工 事 費	17,609	18,620
総 係 費	29,598	40,900
職 員 費	49,555	56,552
減 価 償 却 費	91,054	85,341
資 産 減 耗 費	209	257
支払利息及び企業債取扱諸費	5,925	6,474
雑 支 出	1	386
消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	0	2,370
固 定 資 産 売 却 損	0	1
減 損 損 失	0	1
過 年 度 損 益 修 正 損	97	398
予 備 費	0	500
収 益 的 収 支 差 引 (a - b) (c)	771	83,100
当 年 度 純 利 益 (△ は 純 損 失) <税抜き処理後の数値です>	△ 6,801	

(単位：千円)

項	目	説	明
			水道料金およびメーター使用料
			新規給水工事の負担金（公道部分）および申請手数料、他事業関連工事に伴う補償費
			一般会計からの共通経費負担金（人件費）
			預金利息
			一般会計・消防組合からの補助金
			資産の取得時に財源とした補助金等を減価償却に対応して収益化したもの【※現金収入を伴わないもの】
			保険料本人負担分（会計年度任用職員）、配水管破損事故の損害賠償金等
			課税取引に係る消費税および地方消費税還付金
			固定資産の売却価格が、売却時の帳簿価額を超えたときの差額
			前年度以前の損益を修正することによって発生する収益
			北空知広域水道企業団に支払う水の購入代金（受水費）、水質検査等費用
			配水池、配水管、量水器(メーター)等の維持管理に係る費用
			新規給水工事費（公道部分）、他事業関連に伴う配水管移設工事費
			上記の経費を除く事業活動全般に関連する費用（検針等業務に要する費用等）
			職員人件費（7名分）
			固定資産の取得費用を使用期間にわたって分配し、費用として計上したもの【※現金支出を伴わないもの】
			固定資産の除却又は廃棄に係る費用【※現金支出を伴わないもの】、たな卸資産の損失
			建設改良のために借入れた企業債の利息償還金、運転資金として借入れた一時借入金の利息償還金
			不用品の売却に伴う収入等
			課税取引に係る消費税及び地方消費税納付金
			固定資産を帳簿価額よりも低い価格で売却したときに生じる損失【※現金支出を伴わないもの】
			固定資産の価値が下がり、その投資額の回収が見込めないときの損失
			前年度以前の損益を修正することによって発生する損失

○ 資本的收入及び支出

項 目 \ 年 度	令 和 7 年 度 決算（税込）	令 和 8 年 度 予算（税込）
資 本 的 収 入（d）	82,245	153,900
企 業 債	68,100	101,100
出 資 金	14,145	15,967
負 担 金	0	36,800
固 定 資 産 売 却 代 金	0	33
資 本 的 支 出（e）	144,951	221,100
施 設 等 建 設 費	48,950	58,400
配 水 管 布 設 費	20,691	12,000
配 水 管 改 修 事 業 費	10,098	82,900
機 械 及 び 装 置 設 備 費	480	3,117
車 両 及 び 運 搬 具 購 入 費	2,512	0
工 具 器 具 及 び 備 品 購 入 費	343	0
企 業 債 償 還 金	61,877	64,683
資 本 的 収 支 差 引（d－e）（f）	△ 62,706	△ 67,200

○ 補てん財源

損 益 勘 定 留 保 資 金（g）	64,785	60,472
消費税および地方消費税調整額（貯蔵品分）（g'）	67	363
当 年 度 資 金 過 不 足 額（h） （c + f + g - g'）	2,783	76,009
（R6年度末）（i）	(255,680)	
当年度末 未使用補てん財源額 （i + h）	258,463	334,472

(単位：千円)

項 目 説 明
建設改良のための借入金
一般会計からの負担金
他事業関連工事に伴う補償費
固定資産を売却したときに得られる利益
水道施設の建設、改修費用
新規配水管の整備工事費
配水管の改修工事費
機械・装置の購入代金（定期取替および新規給水工事時における量水器の払い出し費用等）
車両・運搬具の購入代金
工具器具・備品の購入代金
建設改良のために借入れた企業債の元金償還金

(単位：千円)

収益的収支のうち現金を伴わない費用（減価償却費等）から現金を伴わない収入（長期前受金戻入）を差引いた額
翌年度以降に繰り越される未使用の資金残高

下水道事業の使用状況

区 分	令和6年度	令和7年度	対前年度比較
処 理 区 域 内 人 口	17,227 人	16,890 人	△ 337 人
公 共 下 水 道 事 業	13,973 人	13,703 人	△ 270 人
農 業 集 落 排 水 事 業	1,277 人	1,207 人	△ 70 人
個別排水処理施設整備事業	1,977 人	1,980 人	3 人
水 洗 便 所 設 置 済 人 口	16,626 人	16,337 人	△ 289 人
公 共 下 水 道 事 業	13,493 人	13,263 人	△ 230 人
農 業 集 落 排 水 事 業	1,156 人	1,094 人	△ 62 人
個別排水処理施設整備事業	1,977 人	1,980 人	3 人
年 間 汚 水 総 処 理 水 量	2,138,738 m ³	2,244,844 m ³	106,106 m ³
公 共 下 水 道 事 業	1,827,790 m ³	1,952,071 m ³	124,281 m ³
農 業 集 落 排 水 事 業	190,705 m ³	175,344 m ³	△ 15,361 m ³
個別排水処理施設整備事業	120,243 m ³	117,429 m ³	△ 2,814 m ³
年 間 総 有 収 水 量	1,554,164 m ³	1,533,718 m ³	△ 20,446 m ³
公 共 下 水 道 事 業	1,327,130 m ³	1,312,508 m ³	△ 14,622 m ³
農 業 集 落 排 水 事 業	106,791 m ³	103,781 m ³	△ 3,010 m ³
個別排水処理施設整備事業	120,243 m ³	117,429 m ³	△ 2,814 m ³
有 収 率	72.67 %	68.32 %	△ 4.35 ポイント
公 共 下 水 道 事 業	72.61 %	67.24 %	△ 5.37 ポイント
農 業 集 落 排 水 事 業	56.00 %	59.19 %	3.19 ポイント
個別排水処理施設整備事業	100.00 %	100.00 %	0.00 ポイント

下水道事業会計<企業会計> 収支決算報告及び予算

○ 収益的収入及び支出

項 目	年 度	令 和 7 年 度 決算 (税込)	令 和 8 年 度 予算 (税込)
下 水 道 事 業 収 益 (a)		904,648	933,400
使 用 料 収 益		384,545	395,625
他 会 計 負 担 金		75,661	78,171
受 取 利 息 及 び 配 当 金		0	2
他 会 計 補 助 金		173,730	201,024
長 期 前 受 金 戻 入		254,992	257,644
雑 収 益		1,673	926
消費税及び地方消費税還付金		6,882	2
固 定 資 産 売 却 益		0	3
過 年 度 損 益 修 正 益		7,165	3
下 水 道 事 業 費 用 (b)		929,823	998,900
処理場・処理施設維持管理費		211,898	230,645
ポンプ場維持管理費		5,170	5,980
管渠維持管理費		7,569	17,313
水洗便所改造等資金融資手数料		0	162
排水設備等普及費		0	54
総 係 費		4,552	11,198
職 員 費		52,093	63,716
減 価 償 却 費		605,686	608,098
資 産 減 耗 費		0	6
支払利息及び企業債取扱諸費		42,608	50,769
雑 支 出		0	6
消費税及び地方消費税		0	10,000
固 定 資 産 売 却 損		0	3
減 損 損 失		0	3
過 年 度 損 益 修 正 損		247	735
予 備 費		0	212
収 益 的 収 支 差 引 (a - b) (c)		△ 25,175	△ 65,500
当 年 度 純 利 益 (△ は 純 損 失) <税抜き処理後の数値です>		△ 49,151	

(単位：千円)

項 目 説 明
下水道使用料およびメーター使用料
一般会計からの負担金（雨水経費）
預金利息
一般会計からの補助金
資産の取得時に財源とした補助金等を減価償却に対応して収益化したもの 【※現金収入を伴わないもの】
保険料本人負担分（会計年度任用職員）、不用品売却収益等
課税取引に係る消費税および地方消費税還付金
固定資産の売却価格が、売却時の帳簿価額を超えたときの差額
前年度以前の損益を修正することによって発生する収益
汚水処理場４か所（深川、音江、納内、多度志）の維持管理に係る費用
ポンプ場２か所（錦町、公園通り）の維持管理に係る費用
下水道管の維持管理に係る費用
水洗便所の普及促進に係る費用
排水設備（量水器）の維持管理に係る費用
上記の経費を除く事業活動全般に関連する費用
職員人件費（7名分）
固定資産の取得費用を使用期間にわたって分配し、費用として計上したもの 【※現金支出を伴わないもの】
固定資産の除却又は廃棄に係る費用 【※現金支出を伴わないもの】、たな卸資産の損失
建設改良のために借入れた企業債の利息償還金、運転資金として借入れた一時借入金の利息償還金
不用品の売却に伴う収入等
課税取引に係る消費税及び地方消費税納付金
固定資産を帳簿価額よりも低い価格で売却したときに生じる損失 【※現金支出を伴わないもの】
固定資産の価値が下がり、その投資額の回収が見込めないときの損失
前年度以前の損益を修正することによって発生する損失

○ 資本的收入及び支出

項 目 \ 年 度	令 和 7 年 度 決算 (税込)	令 和 8 年 度 予算 (税込)
資 本 的 収 入 (d)	705,783	253,600
企 業 債	358,400	134,300
出 資 金	46,271	49,891
負 担 金	3,255	9,767
固 定 資 産 売 却 代 金	0	142
国 庫 補 助 金	297,857	59,500
資 本 的 支 出 (e)	1,030,545	591,300
施 設 等 建 設 費	507,361	70,000
雨 水 管 布 設 費	12,505	10,000
汚 水 管 布 設 費	4,834	25,500
汚 水 管 改 修 費	30,624	29,000
個 別 排 水 処 理 施 設 整 備 費	9,489	25,300
機 械 及 び 装 置 設 備 費	33	477
企 業 債 償 還 金	465,699	430,473
国 庫 補 助 金 返 還 金	0	550
資 本 的 収 支 差 引 (d - e) (f)	△ 324,762	△ 337,700

○ 補てん財源

損 益 勘 定 留 保 資 金 (g)	350,694	350,463
当 年 度 資 金 過 不 足 額 (h) (c + f + g - g')	757	△ 52,737
(R6年度末) (i) 当年度末 未使用補てん財源額 (i + h)	(112,348) 113,105	 60,368

(単位：千円)

項	目	説	明
建設改良のための借入金			
一般会計からの負担金			
他事業関連工事に伴う補償費			
固定資産を売却したときに得られる利益			
建設改良のため、補助事業実施時の国よりの補助金			
下水道施設の建設、改修費用			
新規雨水管の整備工事費			
新規污水管の整備工事費			
污水管の改修工事費			
新規合併処理浄化槽の整備費			
機械・装置の購入代金（定期取替における量水器の払い出し費用等）			
建設改良のために借入れた企業債の元金償還金			
補助事業工事で発生した有価物の売却に伴う国庫補助返還金			

(単位：千円)

収益的収支のうち現金を伴わない費用（減価償却費等）から現金を伴わない収入（長期前受金戻入）を差引いた額
翌年度以降に繰り越される未使用の資金残高

【スマートメーターの導入について】



現在、水道の検針業務は下記のような課題を抱えております。

①人員の問題

- 検針員の高齢化、担い手確保の困難
- 人件費の上昇による委託料の増加
- 水道課担当職員の不足

②環境の問題

- 冬期間の雪害のリスク
- 山間部での獣（熊）被害のリスク
- 交通事故等のリスク

③仕組みの問題

- データ取得用端末の製造中止
- 漏水の発見が遅い
- 閉栓検針等の業務の煩雑化



現行方式の限界

将来に備えて早期検討が必要な時期に入っていることもあり、深川市水道事業経営戦略もありますが、

- 使用水量のデータをきめ細かく、かつ効率的に取得することが可能
- 漏水や蛇口の締め忘れ等の異常水量の早期発見が可能
- 利用者サービスの向上や業務の効率化が図られる

これらのことからスマートメーターを導入することとしました。

スマートメーターについて

スマートメーターとは、無線通信により指針値や漏水アラームなどのメーター情報を遠隔で送信する端末です。

できること

○自動検針

無線通信により指針値や漏水アラームなどのメーター情報を遠隔で受信、閲覧が可能

○利用者サービス

- ・利用者による使用水量や料金の確認、開閉栓や利用者変更等の申込受付が可能
- ・自治体からの断水情報や検満工事のお知らせなどの通知が可能
- ・水使用状況を利用したメール配信により見守り機能としての利用が可能

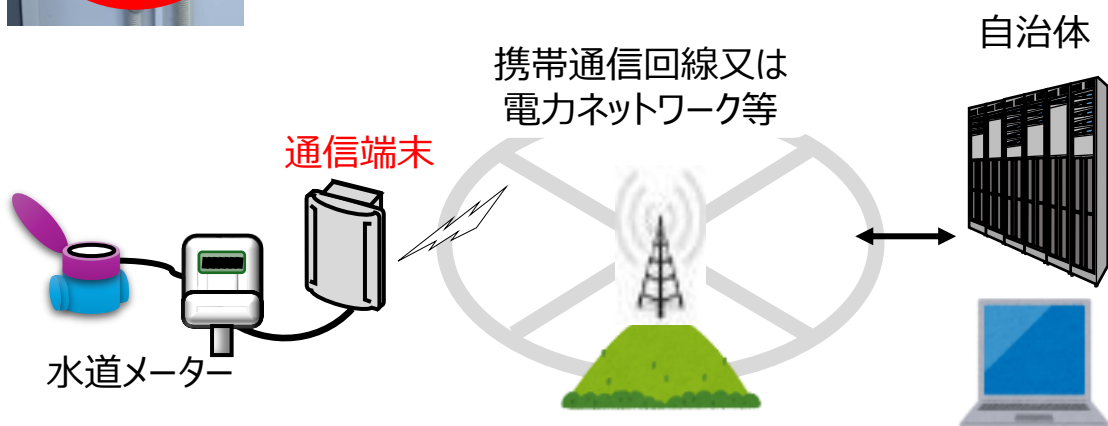
設置方法



建物の壁などに設置されている隔測メーターに繋げて設置します。

左のように隔測メーターに繋がる電線管に通信機器を設置します。

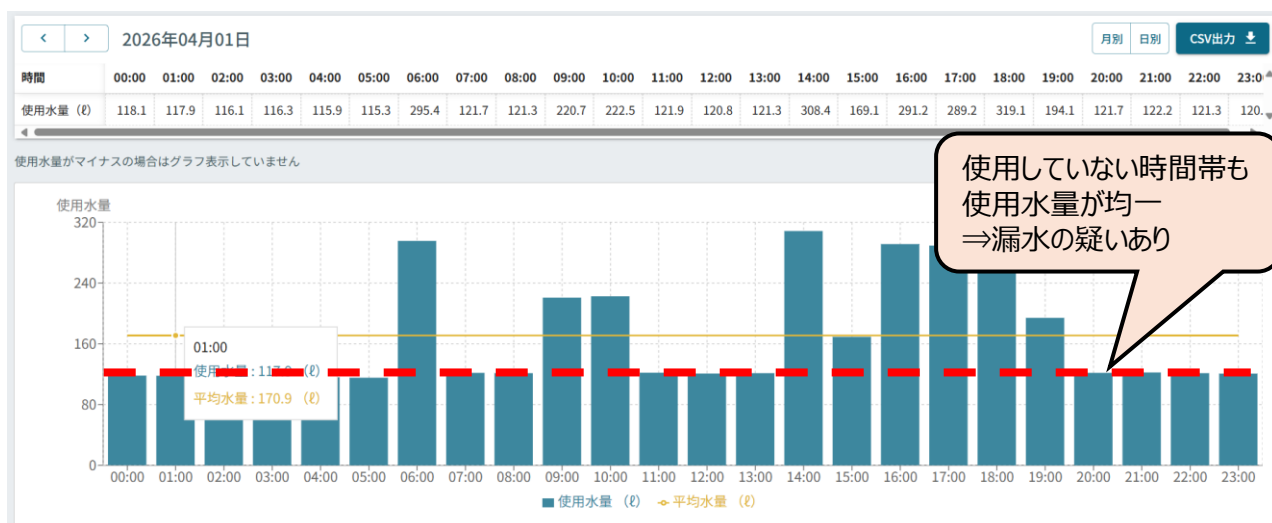
通信機器から無線により水量などの情報が送られてきますので、自治体で検針のデータを取り込み料金を計算したり、利用者サービス提供に利用します。



利用者サービスの拡大

- サービスの申し込み（Webポータル）により、料金の確認や各種手続きが利用できます。
- 利用者本人による水量の使用状況の確認により、漏水や異常使用の確認ができます。
- 通知機能により工事のお知らせなど任意の情報を通知することができます。
- 任意の水使用状況を家族等へのメール配信による見守り機能が利用できます。

【時間毎の水量グラフ画面】

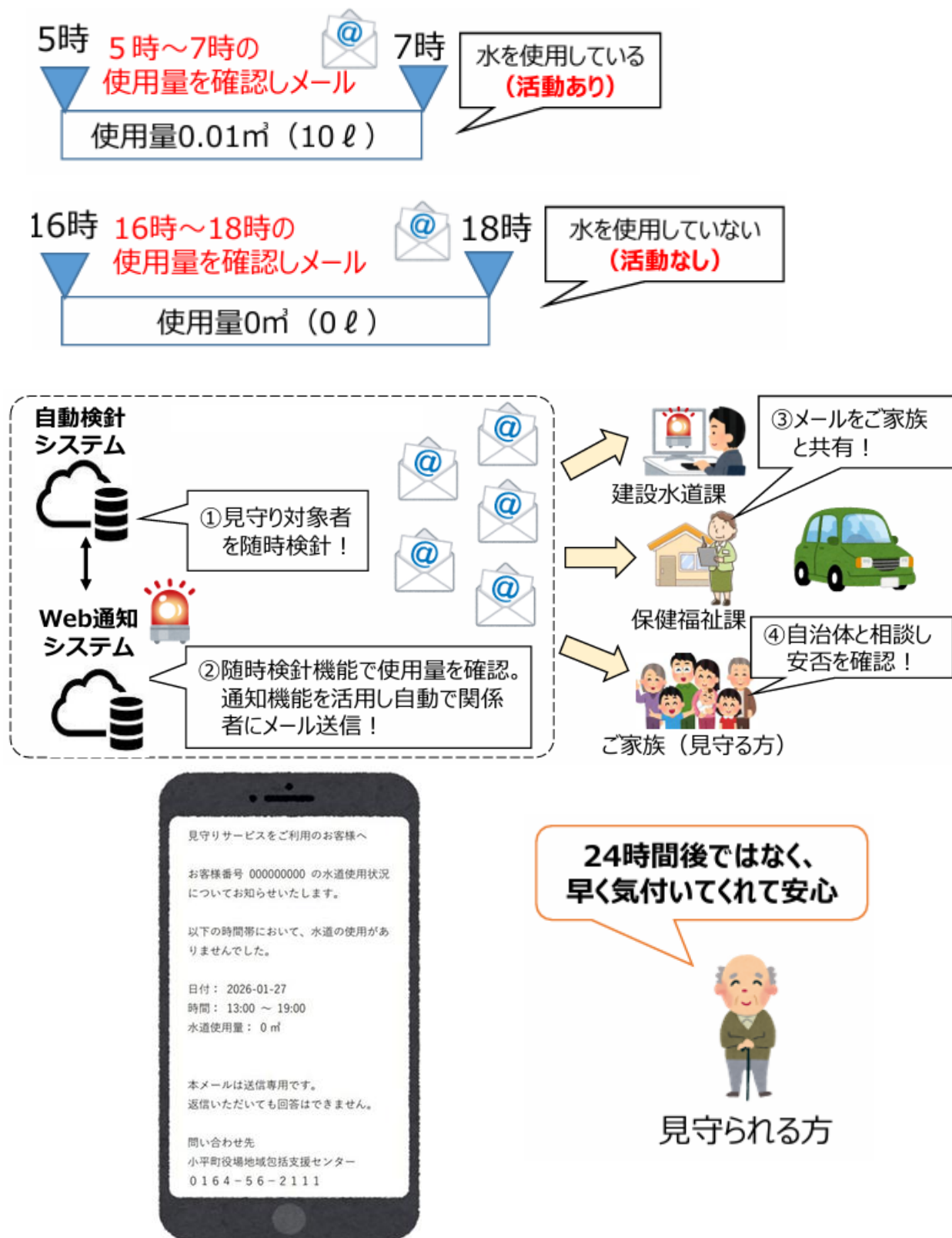


【利用者向け画面】（スマホ）



【見守りサービスの例】

水の使用水量等から、使用していない場合に登録者へメールを配信することで安否を確認するサービスです。



スマートメーターの導入に向けて

スマートメーターの導入スケジュールは下記のとおりです。

音江更進地区での試験運用

令和 8 年 8 月	通信機器の設置
令和 8 年 9 月	試験運用開始
令和 8 年 11～12月	現地検針の停止、自動検針のみの運用

全市での本格運用

令和 8 年 12～3 月	業者選定準備、決定
令和 9 年 4 月	機器設置準備
令和 9 年 5～10月	機器設置完了
令和 9 年 9 月	サービス利用のためのシステム改修
令和 10 年 1～2 月	住民周知、試験運用
令和 10 年 4 月	本運用開始

改めてになりますが、検針員不足や環境、機器更新の課題を解決することや利用者サービスの向上を図ることからスマートメーターを導入します。

導入にあたっては国の地域未来交付金や企業債を活用して導入にかかる財源を確保し、水道事業会計の経営に大きく影響しないよう取り進めます。

企業会計のしくみ（水道事業会計・下水道事業会計）

企業会計は、収益的収支と資本的収支で構成されます。



収益的収支

◆日々の事業を運営するための取引

収入：水道料金、下水道使用料など

支出：受水費や維持管理費など



資本的収支

◆施設の整備など長く使うものの取引

収入：借入金（企業債）、補助金など

支出：施設の建設、老朽化した施設の工事費など

補てん財源



◆補てん財源は、将来、施設を整備するための貯金

* 日々の事業を運営するための取引で生じた利益（純利益）の積立

* 非現金支出（減価償却費）などによって企業の内部に留まる資金＝損益勘定留保資金

※非現金支出から非現金収入を差し引いた額

